



新潟県



発行 新潟県

号外 1

令和 4 年10月20日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

公安委員会規則

- 10 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警備第二課）

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月20日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																											
<p>(警備部の分課)</p> <p><b>第34条</b> 警備部に、次の課及び隊を置く。</p> <p>(略)</p> <p>警備第二課</p> <p><u>サミット対策課</u></p> <p>(略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p><b>第36条</b> 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること(地域課及びサミット対策課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 警衛及び警護に関すること <u>(サミット対策課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(サミット対策課)</u></p> <p><b>第36条の2</b> <u>サミット対策課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>2023年主要国首脳会議及び財務大臣・中央銀行総裁会議(以下この条において「サミット等」という。)の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。</u></p> <p>(2) <u>サミット等の開催に伴う警護に関すること。</u></p> <p>(3) <u>サミット等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。</u></p> <p>別表第3 (第48条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">課 名</th> <th style="width: 25%;">職 名</th> <th style="width: 50%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備第二課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>サミット対策課</b></td> <td><b>サミット対策官</b></td> <td><b>課の事務のうち重要事項に係るもの</b></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第56条関係)</p>	課 名	職 名	職 務	(略)			警備第二課	(略)		<b>サミット対策課</b>	<b>サミット対策官</b>	<b>課の事務のうち重要事項に係るもの</b>	(略)			<p>(警備部の分課)</p> <p><b>第34条</b> 警備部に、次の課及び隊を置く。</p> <p>(略)</p> <p>警備第二課</p> <p>(略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p><b>第36条</b> 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること(地域課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 警衛及び警護に関すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>別表第3 (第48条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">課 名</th> <th style="width: 25%;">職 名</th> <th style="width: 50%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備第二課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第56条関係)</p>	課 名	職 名	職 務	(略)			警備第二課	(略)		(略)		
課 名	職 名	職 務																										
(略)																												
警備第二課	(略)																											
<b>サミット対策課</b>	<b>サミット対策官</b>	<b>課の事務のうち重要事項に係るもの</b>																										
(略)																												
課 名	職 名	職 務																										
(略)																												
警備第二課	(略)																											
(略)																												

警察署名	課 名	分 掌 事 務	警察署名	課 名	分 掌 事 務
新潟 長岡 上越	(略)		新潟 長岡 上越	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課、サミット対策課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。）		警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。）
新潟西	(略)		新潟西	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課、サミット対策課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）		警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）
新潟東 新発田 燕	(略)		新潟東 新発田 燕	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課、サミット対策課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）		警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）
新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	(略)		新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課、サミット対策課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）		警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）

附 則

この規則は、令和4年10月24日から施行する。